

事 務 連 絡
平成 1 9 年 2 月 2 日

都道府県
各 指定都市 障害福祉関係主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

利用者負担に係るQ & Aの送付について

平素より、障害福祉行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

今般の特別対策事業に関し、特に問い合わせの多い事項について、別添のとおり整理しましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村に周知いただくよう、よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 企画法令係
電話：03-5253-1111（内線 3149・3043）

利用者負担に係るQ & A

平成19年2月2日

Q グループホーム・ケアホーム入居者は、今般の特別対策事業により、対象が一般世帯（所得割10万円未満）まで拡大された食事提供体制加算の対象となるのか。

A 対象となる。

したがって、グループホーム・ケアホーム入居者のうち一般世帯かつ通所サービス利用者については、所得割10万円未満の所得区分認定をする必要があるのご留意願いたい。

Q 今般の特別対策事業により、対象が一般世帯（所得割10万円未満）まで拡大された食事提供体制加算については、資産要件はあるのか。

A 資産要件はない。

低所得者（市町村民税非課税世帯）に対する食事提供体制加算と同様、資産要件は設けないのご留意願いたい。

Q 児童の食事提供加算について、低所得者の食費負担の軽減（軽減後1,540円）について、学齢期以後も対象とされたが、何歳まで対象となるのか。

A 18歳未満の者について対象となる。

加齢児については、低所得者の軽減後食費負担は5,060円となる。

Q 今般の特別対策事業により、個別減免の資産要件が預貯金等500万円以下に拡大されたが、これはグループホーム・ケアホーム入居者等の個別減免の取扱いについても同様か。

A お見込みのとおり。
個別減免の資産要件は、500万円以下となる。

Q 今般の特別対策事業により、通所施設・在宅サービス利用者の1割負担の上限額が引き下げられるが、その対象者の資産要件は複数世帯の場合預貯金等が1,000万円となっている。その際、事務の簡素化から申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の資産を確認するのみで差し支えないとされているが、申請者が主たる生計維持者の場合は、申請者のみの確認で足りるのか。

A お見込みのとおり。
申請者が世帯の主たる生計維持者の場合は、申請者の資産を確認するのみとする。
(その際、2人以上の世帯であれば、預貯金等は1,000万円)
また、児童の保護者についても同様に、保護者が主たる生計維持者であれば、保護者の資産の確認のみとする。

Q 18・19歳の施設入所者について、資産要件はどのように判定するのか。

A 申請者及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者の資産要件を確認することとする。
なお、施設に入所する未成年者については、住民票を入所施設に移しているか否かを問わず、保護者の監護のもとで暮らしているものとして、申請者と保護者を同一の世帯とみなすことし、その要件の額も1,000万円以下となるので、ご留意願いたい。

Q 今般の特別対策事業に伴う、新たな工賃控除の取扱いについて、就労収入が3,000円以下の場合の就労収入控除額の算定如何。

A 平成18年12月26日付け事務連絡「工賃控除の取扱いについて」では、「就労収入が3,000円以下の場合3,000円(その他生活費が28,000円又は30,000円の者を除く。)」としている。これについて、その他生活費が28,000円又は30,000円の者については、実際の就労収入額が控除されることとなるので、ご留意願いたい。

Q 平成18年12月26日付け事務連絡「工賃控除の取扱いについて」では、補足給付額の算定方法につき、負担限度額は「認定月収額 - 就労収入控除額 - その他生活費の額」又は「(66,667円 - その他生活費の額) + (認定月収額 - 66,667円 - 就労収入控除額) × 50%」とされている。これについて、就労収入額が3,000円以下の者についても、就労収入控除として3,000円控除してよいのか。

A 否。

就労収入額が3,000円以下の者については、就労収入控除額は実際の就労収入額となるので、ご留意願いたい。

Q 食費負担限度額の撤廃より補足給付額が拡大されたが、20歳の施設入所者について、前年に収入が無い場合は認定収入額が0円となるが、その際、補足給付は58,000円支給することとなるのか。

A お見込みのとおり。

ただし、支給されるべき補足給付の額が、実際にかかった費用を上回る場合には、実際にかかった費用まで支給する補足給付の額を減少させることとなる。

Q 就労意欲促進事業について、食費負担限度額の撤廃に伴う補足給付額の拡大（限度額 36,000円 58,000円）については給付の対象となるのか。

A 対象とならない。

定率負担に係る対象額について個別減免に係る資産要件の拡大によるものを除くのと同様、食費負担限度額の撤廃に伴う補足給付の拡大によるものは、算定の対象としないこととする。よって就労意欲促進事業の算定に係る1月当たりの補足給付額の最大額は、見直しの前後にかかわらず36,000円となるので、ご留意願いたい。

Q 利用者負担の更なる軽減に伴い、一般世帯については市町村民税所得割10万円未満かどうかの区分認定をする必要がある。その際、平成18年度課税資料等で認定した場合は、平成19年7月の見直しを省略することができるとされているが、低所得者についてもこの場合と同様に取扱って差し支えないか。

A 否。

低所得者については、そもそも今回所得区分の再認定をする必要性がないので、仮に平成18年度課税資料で再認定した場合でも、認定の適用期間を延長する取扱いとはならないので、ご留意願いたい。

以 上